

平成29年度保育料徴収基準額表（2,3号・月額）

※年齢は4月1日時点です。

階層区分	定義		3歳児未満		3歳児		4歳児以上		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市民税非課税世帯		4,400	4,400	4,100	4,100	3,500	3,500	
C	市民税課税世帯	C1	均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	7,300	7,100	6,900	6,700
		C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100	9,300	9,100	8,900	8,700
		C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600	11,200	11,000	10,600	10,400
		C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100	14,400	14,100	13,800	13,500
		C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100	17,600	17,300	16,900	16,600
		C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900	20,900	20,500	19,500	19,100
		C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400	23,600	23,100	22,600	22,200
		C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800	26,000	25,500	24,900	24,400
		C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100	28,500	28,000	27,500	27,000
		C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700	30,100	29,500	28,800	28,300
		C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700	32,300	31,700	29,900	29,300
		C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300	34,500	33,900	31,000	30,400
		C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900	36,000	35,300	32,000	31,400
		C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800	36,800	36,100	32,300	31,700
		C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800	37,500	36,800	32,400	31,800

※ 延長保育を実施する児童には、上表の階層区分に応じ、右の表の金額を加算します。(月額)

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	0 円	0 円
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000

保育料の減免制度

◆ 同一世帯で2人以上の児童が保育施設、幼稚園、認定こども園、障がい児通所(園)施設を利用している場合、第2子は表中の金額の半額、第3子は0円となります。

◆ 幼児教育の段階的無償化について（平成29年度改正）

①市民税所得割の額が合計で57,700円未満の世帯の保育料は、第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は上記の表の半額（B階層の場合は0円）、第3子以降は0円となります。

②ひとり親家庭等で、市民税所得割の額が77,101円未満の世帯の保育料は、第1子は上記の表の半額（3歳児未満は9,000円、3歳児以上は6,000円を上限とします。）、第2子以降は第1子の児童の年齢にかかわらず0円となります。

◆ 京都府第3子以降保育料無償化事業

市民税所得割の額が合計で169,000円未満で18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の児童である場合には、保育料は0円となります。